あいぜん苑介護予防通所リハビリテーション運営規程

（運営規程設置の主旨）

第１条　社会福祉法人愛染会が開設する介護老人保健施設あいぜん苑において実施する介護予防通所リハビリテーション（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第２条　介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第３条　当事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

３　当事業所では、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を受けることができるよう努める。

４　当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

５　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

６　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第４条　当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

（１）事業所名　　あいぜん苑介護予防通所リハビリテーション事業所
（２）開設年月日　平成１９年４月１日
（３）所在地　　秋田県秋田市上新城道川字愛染５８番地
（４）電話番号　　０１８―８７０―２００１　　FAX番号０１８―８７０―２３３３
（５）管理者名　　医師　小　泉　純一郎
（６）介護保険指定番号　　介護老人保健施設（０５５０１８００８７号）

（従業者の職種、員数）

第５条　当事業所の従事者の職種、員数の最低基準は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

（１）　管理者(医師)　　１人(老健施設長兼務)
（２）　作業療法士　　１人
（３）　介護従事者　　４人

（従業者の職務内容）
第６条　前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。
（１）　管理者は、介護予防通所リハビリテーションに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
（２）　医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
（３）　介護従事者は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。また、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
（４）　作業療法士は、医師や多職種と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

（営業日及び営業時間）
第７条　介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。
（１）　毎週月曜日から金曜日を営業日とする。ただし、１２月３１日から翌年１月３日までは除く。
（２）　営業日の午前９時３０分から午後４時４０分までを営業時間とする。

（利用定員）
第８条　介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、３０人とする。

（介護予防通所リハビリテーションの内容）
第９条　介護予防通所リハビリテーションは、医師、作業療法士、リハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
２　介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
３　介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
４　介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。
５　介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、運動器機能向上加算を行う。（実施時）
６　介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、口腔機能向上加算を行う。（実施時）
７　介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、栄養改善加算を行う。(実施時)
８　介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、サービス提供体制強化加算（Ｉ）イを実施する。
９　介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、選択的サービス複数実施加算（Ｉ）を実施する。(実施時)
１０　介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションマネジメント加算を実施する。(実施時)
１１　介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、生活行為向上リハビリテーショ

ン実施加算を実施する。(実施時)

１２　介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、介護職員処遇改善加算（Ｉ）が加わります。

１３　介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、介護職員等特定処遇改善加算（Ｉ）が加わります。

(利用者負担の額)

第10条　利用者負担の額を以下とおりとする。

（１）　保険給付の自己負担額を、別に定める利用者負担説明書により支払いを受ける。

（２）　食費、おむつ代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条　通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

秋田市(雄和、河辺地区を除く)、潟上市天王地区

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条　介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第１０条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第９条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

- 飲酒・喫煙……飲酒不可、喫煙一部可
- 火気の取扱いは、……認めない
- 設備・備品の利用は、……事前に連絡
- 所持品・備品等の持ち込みは、……個別に対応する
- 金銭・貴重品の管理は、……事業所で管理
- 介護予防通所リハビリテーション利用中の医療機関の受診は、……原則として認められない
- 宗教活動は、……認められない
- ペットの持ち込みは、……認められない
- 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第13条　消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（１）防火管理者には、本体職員を充てる。

（２）火元責任者には、事業所職員を充てる。

（３）非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

（４）非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

（５）火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

（６）防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。ただし、訓練の実施に際しては施設本体と一体に行うものとする。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年２回以上
（うち１回は夜間を想定した訓練を行う）

②利用者を含めた総合避難訓練……年１回以上

③非常災害用設備の使用方法の徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（職員の服務規律）

第 14 条　職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（１）入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

（２）常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（３）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 15 条　施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第 16 条　職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人愛染会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 17 条　職員は、この事業所が行う年１回の健康診断を受診すること。

（衛生管理）

第 18 条　利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

２　食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

３　栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月１回、検便を行わなければならない。

４　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 19 条　事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

（その他運営に関する重要事項）

第 20 条　地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

２　運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。

３　介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人愛染会の役員会において定めるものとする。

付　則

この運営規程は、平成１９年　４月　１日より施行する
平成２０年　３月　１日一部改正
平成２０年　７月　１日一部改正
平成２１年　２月　６日一部改正
平成２１年　４月　１日一部改正
平成２１年１２月　１日一部改正
平成２３年１０月　１日一部改正
平成２３年１２月２６日一部改正
平成２４年　４月　１日一部改正
平成２４年１０月　１日一部改正
平成２４年１１月　１日一部改正
平成２６年　１月　１日一部改正
平成２６年　４月　１日一部改正
平成２７年　１月１９日一部改正
平成２７年　４月　１日一部改正
平成２９年　４月　１日一部改正
平成２９年１１月　８日一部改正
平成３０年　４月　１日一部改正
令和　１年１０月　１日一部改正